

登記・法律無料相談

毎月1回、函館司法書士会から司法書士が派遣されて、不動産や会社の登記、多重債務、金銭・財産、遺言、後見人及び訴訟などの無料相談を開設しています。
▶10月18日(木) 午後1時～午後3時
▶役場会議室
◎相談員 井上正範司法書士(長万部町)
【お問い合わせ先】税務課 (☎2-2452)

身体障害者相談

身体障害のある方の悩み相談
▶10月9日(火)・12月4日(火) 午後1時30分～午後3時30分
▶役場会議室
◎身体障害者相談員 菅野 文夫 (☎2-3483)

年金相談

国民年金・厚生年金などの相談
▶10月4日(木)・11月1日(木) 午前10時40分～正午 午後1時～午後2時40分
▶役場2階会議室 (11月は役場2階小会議室)
※2日前までに町民健康課町民窓口グループまで要予約 (☎2-2453)

人権相談

人権問題・家庭問題などの相談
▶10月19日(金) 午後1時～午後3時
▶役場2階小会議室
◎人権擁護委員 井上正範 (☎2-5325) 勝碕英樹 (☎2-2078) 石垣聖子 (☎2-2351)
※電話および自宅での相談も実施しております。

移動献血車「ひまわり号」が来町

職場、家族ぐるみで献血にご協力ください。
日程 10月30日(火)
◆福祉センター前 9:00～10:00
◆特別母と子の家前 10:20～11:20
◆役場前駐車場 12:40～14:30
◆東京理科大前 15:00～16:00

ごあんない

10月の OSHAMAMBE

——北海道弁護士会連合会主催——
すずらん無料法律相談のお知らせ

北海道弁護士会による巡回法律相談が開催されます。
料金は無料ですので、この機会に相談をご希望の方はお申し込みください。
◎日時 10月19日(金) 午後1時～午後4時
◎場所 長万部振興会館
◎申込締切 10月15日(月)
◎相談内容 損害賠償・金銭・家庭・遺言相続 消費者(悪徳商法)・労働・財産保全倒産・多重債務・交通事故・刑事事件等の法律问题
◎申込方法 窓口に備え付けの「法律相談受付カード」に必要事項を記入し、封筒に入れて役場生活環境課に提出願います。
【お問い合わせ先】生活環境課生活環境グループ (☎2-2454)

秋の行政相談週間

10月15日(月)から10月21日(日)は『秋の行政相談週間』です。
行政相談週間にちなんで、次のとおり特設行政相談所を開設します。毎日の暮らしの中で、国の役所や特殊法人などが行っている仕事について困っていること、納得できないこと、意見をお持ちの方はお気軽にしてください。相談は無料で、秘密は守られます。
《特設巡回行政相談》
●10月15日(月) 中の沢振興会館 10:00～11:30 国縫振興会館 13:00～14:30
●10月17日(水) 双葉振興会館 10:00～11:30 静狩振興会館 13:00～14:30
《定例行政相談》
●10月16日(火) 役場2階会議室 13:00～15:00
◎小野幸子行政相談委員 (☎2-2165／陣屋町)

函館弁護士会による無料法律相談

函館弁護士会では、毎月1回、第4金曜日に八雲町で法律相談を行っておりますので、ぜひご利用ください。
予約制・先着順なので相談を希望される方は、事前に函館弁護士会までご連絡をお願いいたします。
◎日時 10月26日(金) 13:00～16:00 (各相談時間30分)
◎場所 はぴあ八雲 (八雲町本町110番地)
【お問い合わせ先】函館弁護士会 (☎0138-41-0232)

10月の優良運転者講習

◎日時 10月18日(木) 18:30～
◎場所 福祉センター
ご注意 長万部町で講習を受ける場合は、必ず**事前に八雲警察署で手続き**を行ってください。

今月の納期

便利な口座振替の利用をおすすめします。
道・町民税 第3期
国民健康保険税 第5期
▶納期限 10月31日◀
消費税・地方消費税は必ず期限内に納付を！
＝納税は社会の基本的なルール＝

ガス・上下水道の検針日

10月の水道・ガス・下水道の検針日は、次のとおりです。
16日(火)・17日(水)
18日(木)・19日(金)

■ガス料金表 (税抜額)

区分	基本料金	調整単位料金(m³)
A群 0～13m³	880円	351円95銭
B群 14～57m³	1,475円	307円95銭
C群 58m³以上	3,940円	264円95銭

家屋調査にお伺いします

新・増築の家屋調査にご協力を

町では、来年の1月1日までに新・増築される家屋について、固定資産税の評価額を決定するため、家屋調査にお伺いしています。
平成24年中に家屋を新築・増築された方は、下記までお知らせください。
■家屋の調査期間 来年1月まで

家屋を取り壊したら届け出を
古い建物を取り壊しても届け出がされていないと、課税される場合がありますので、必ず「家屋取り壊し届」を提出してください。また、登記されている家屋は、法務局において、「滅失登記」の手続きをお願いします。
【届出及びお問い合わせ先】 税務課 (☎2-2452)

27

26